

相談支援従事者現任研修 受講年度の確認票

社会福祉法人 大阪市障害者福祉・スポーツ協会

相談支援専門員として業務を継続するには、初任者研修を修了した翌年度から 5 年度毎に現任研修を受講する必要があります。

受講申し込みの前に現任研修を受講しなくてはならない時期をこの票で確認してください。

【確認票記入の手順】

1. まず、あなたの相談支援従事者初任者研修の修了証書に記載のある年度を、「起点 初任者研修」に記入します。

過去に「障害者ケアマネージメント従事者研修」(H11年度～17年度に実施)を修了した方は、その後の「初任者研修1日研修」(H18年度～23年度まで実施)を修了した年度が「起点・初任者研修」となります。

2. 続いて、「起点 初任者研修」の次の年度を「1 回目 現任研修」の①に記入し、「3 回目」⑤まで順次記入します。

3. すでに現任研修を修了している方は、それぞれの修了証書に記載の年度を○で囲んでください。

4. 現任研修を修了した年度の属する期間中は、再度現任研修を受講する必要がありません。今後、現任研修を受講する時期を確認してください。

| 起点 初任者研修 | 1回目 現任研修 | | | | | 2回目 現任研修 | | | | | 3回目 現任研修 | | | | |
|-------------|-------------|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|-------------|----|----|----|----|
| | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ | ① | ② | ③ | ④ | ⑤ |
| 年度 修了 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 | 年度 |

- 【注意】
- ・ 1 回目・2 回目・3 回目 のそれぞれの期間毎に 1 度受講しないと、相談支援専門員の資格が失効します。
 - ・ 相談支援専門員の資格が失効している方は、現任研修の対象ではありません。
 - ・ 1 つの期間中に、複数回現任研修を修了しても、次の期間は改めて受講する必要があります。
 - ・ 主任相談支援専門員を修了された方は、現任研修を修了したものとみなされます。

※本紙を提出する必要はありません。ご自身の受講年度を確認する参考資料としてください。